

介護予防訪問看護サービスの費用(介護保険)

2024.6 ～

訪問看護ステーション住吉

1. 基本料金 : ケアプランに基づいた訪問料金は、介護保険法により定められております。

表①

	日中 8:00～18:00	夜間・早朝 18:00～22:00 6:00～ 8:00	深夜 22:00～6:00
介護予防訪問看護1 (20分未満)	303単位	379単位	455単位
介護予防訪問看護2 (30分未満)	451単位	564単位	677単位
介護予防訪問看護3 (30分以上1時間未満)	794単位	993単位	1,191単位
介護予防訪問看護4 (1時間以上1時間30分未満)	1,090単位	1,363単位	1,635単位
介護予防訪問看護5 (*2) (理学療法士等による訪問) 1回あたり20分・1週間に6回まで	1日 1回目	1日 2回目	1日 3回以上
	284単位	568単位	284単位×50% ×回数
看護体制強化加算	100単位		
退院時共同指導加算	600単位		
初回加算 (*3)	Ⅰ 350単位		Ⅱ 300単位
サービス提供体制強化加算(訪問1回につき) (*4)	Ⅰ 6単位		Ⅱ 3単位
特別管理加算(月1回) (*5)	Ⅰ 500単位		Ⅱ 250単位
緊急時介護予防訪問看護加算(月1回) (*6)	Ⅰ 600単位		Ⅱ 574単位
専門管理加算(月1回)	250単位		
長時間訪問看護加算	300単位		
複数名訪問加算	30分未満 254単位		30分以上 402単位

- *1) 浜松市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に 10. 21円 を乗じた金額の1割、2割又は3割が自己負担となります。
- *2) 理学療法士等による介護予防訪問看護の利用を開始した月から起算して12月を超えて理学療法士等が指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算となります。
- *3) 病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護を行った場合、初回加算Ⅰを算定します。
- *4) サービス提供体制強化加算は、国の定める基準により料金設定が表のⅠ・Ⅱに分かれます。
- *5) 特別管理加算は、国の定める基準により料金設定が表のⅠ・Ⅱに分かれます。
- *6) 緊急時介護予防訪問看護加算は、国の定める基準により料金設定が表のⅠ・Ⅱに分かれます。
- *7) 計画外の緊急訪問が必要になった場合は、ご利用者様の状態に応じて料金が異なります。
- 裏面の表②を参照してください。

2. その他の実費(税込)

- (1) 交通費 : 事業の通常の実施地域の場合は、基本料金に含まれます。
- 事業の通常の実施地域以外の場合
- ステーションから片道20Km未満 55円/Km×実施地域外からの往復距離数
- ステーションから片道20Km以上 110円/Km×実施地域外からの往復距離数
- (2) その他の実費 : 日常生活上必要とされる介護用品・衛生材料費等 実費(別紙参照)
- 支払証明作成料 1枚につき 1, 100円
- 謄写代 1枚につき 22円
- (3) キャンセル料 : 体調の変化による急な受診以外での当日キャンセル 1回 1, 000円(不課税)
- (4) 区分支給限度基準額を超えてサービスを利用する場合 : 限度額を超えた単位数に 10. 21円 を乗じた金額の10割(全額)が自己負担となります。

緊急時訪問看護(当該月、計画外の訪問)料金表

2024.6 ～
訪問看護ステーション住吉

	その月の1回目		その月の2回目以降		
	日中	夜間・早朝・深夜	日中	夜間・早朝	深夜
	8:00～18:00	18:00～8:00	8:00～18:00	18:00～22:00 6:00～8:00	22:00～6:00
介護予防訪問看護2 (30分未満)	451単位	451単位	451単位	564単位	677単位
介護予防訪問看護3 (30分以上1時間未満)	794単位	794単位	794単位	993単位	1,191単位
介護予防訪問看護4 (1時間以上1時間30分未満)	1,090単位	1,090単位	1,090単位	1,363単位	1,635単位
サービス提供体制加算 (訪問1回につき)	Ⅰ 6単位		Ⅱ 3単位		

＊ 浜松市は地域区分が「7級地」であるため、上記表の単位数に 10. 21円 を乗じた金額の1割、2割または3割が自己負担となります。